大型機器メンテナンス建屋内における休憩所サーベイ未実施に ついて

< 参 考 資 料 > 2 0 2 0 年 7 月 1 3 日東京電力ホールディング、入株式会社福島第一廃炉推進カンパニー

- ■実施計画第60条(第1項及び第4項に当該)の要求事項においては、『当社所管の各グループマネージャーは設定している休憩所(汚染のおそれのない管理対象区域)について、「表面汚染密度」と「空気中放射性物質濃度」を測定する』ことが定められています。(協力企業による測定も可)
- ■大型機器メンテナンス建屋(※)内2階に設置してある休憩所(汚染のおそれのない管理対象区域)を使用する際は、汚染のないことを確認するため毎日1回「表面汚染密度」と「空気中放射性物質濃度」の測定をしなければいけないところ、7月1日については「表面汚染密度」と「空気中放射性物質濃度」の両方が、7月3日及び6日については、「空気中放射性物質濃度」の測定を実施していなかったことを確認しました。
- ■なお、7月7日以降は、使用の都度、「表面汚染密度」と「空気中放射性物質濃度」を測定し、 汚染のおそれのない管理対象区域の維持管理レベルを満足していることを確認しております。
- ■今後、原因調査・要因分析を行い、適切に対策を講じてまいります。
- ※大型機器メンテナンス建屋:解体したフランジタンク片の除染を行う建屋。

大型機器メンテナンス建屋作業及び休憩所設定状況



< 大型機器メンテナンス建屋での作業 >

